

# 生活排水処理基本計画

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 計画策定の目的

生活排水処理基本計画（以下「本計画」という）は、地域内における生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理について、長期的・総合的視点に立った基本方針を明確にするものである。

平成17年9月20日、旧田沢湖町・旧角館町・旧西木村（以下「各旧町村」という）は市町村合併を行い、新しい仙北市が誕生した。本計画は、これまで各旧町村で実施してきた生活排水処理の現状と課題を整理し、仙北市（以下「本市」という）における今後の生活排水処理の方策を明らかにすることを目的とする。

本計画の策定にあたっては、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について、（衛環第200号、平成2年10月8日付）」（以下、「生活排水策定指針」という）を踏まえ、廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢、住民の要望等を勘案した上で、生活排水の適正処理等について十分検討するとともに、それを実現するための合理的かつ適切な施策を総合的に検討するものである。

## 第2節 計画対象区域

本計画の計画区域は、本市全域とする。

ただし、本計画は、市町村合併直後の策定であるため、必要に応じ、旧田沢湖町にあたる地区を田沢湖町、旧角館町にあたる地区を角館町、旧西木村にあたる地区を西木村として、町村名のまま記述する。

## 第3節 計画目標年次

本計画は、生活排水策定指針に基づき、平成18年度を初年度とし、15年後の平成32年度を計画目標年次とする。

なお、諸条件に大きな変動のあった場合は、適時見直しを行うものとする。

**計画目標年次 = 平成32年度**

## 第4節 基本計画策定の検討手順

計画策定の検討手順を図1-4-1に示す。

計画策定にあたっては、各市町村の「総合計画」をはじめとする関連機関・部局の既定計画を踏まえて行うものとする。

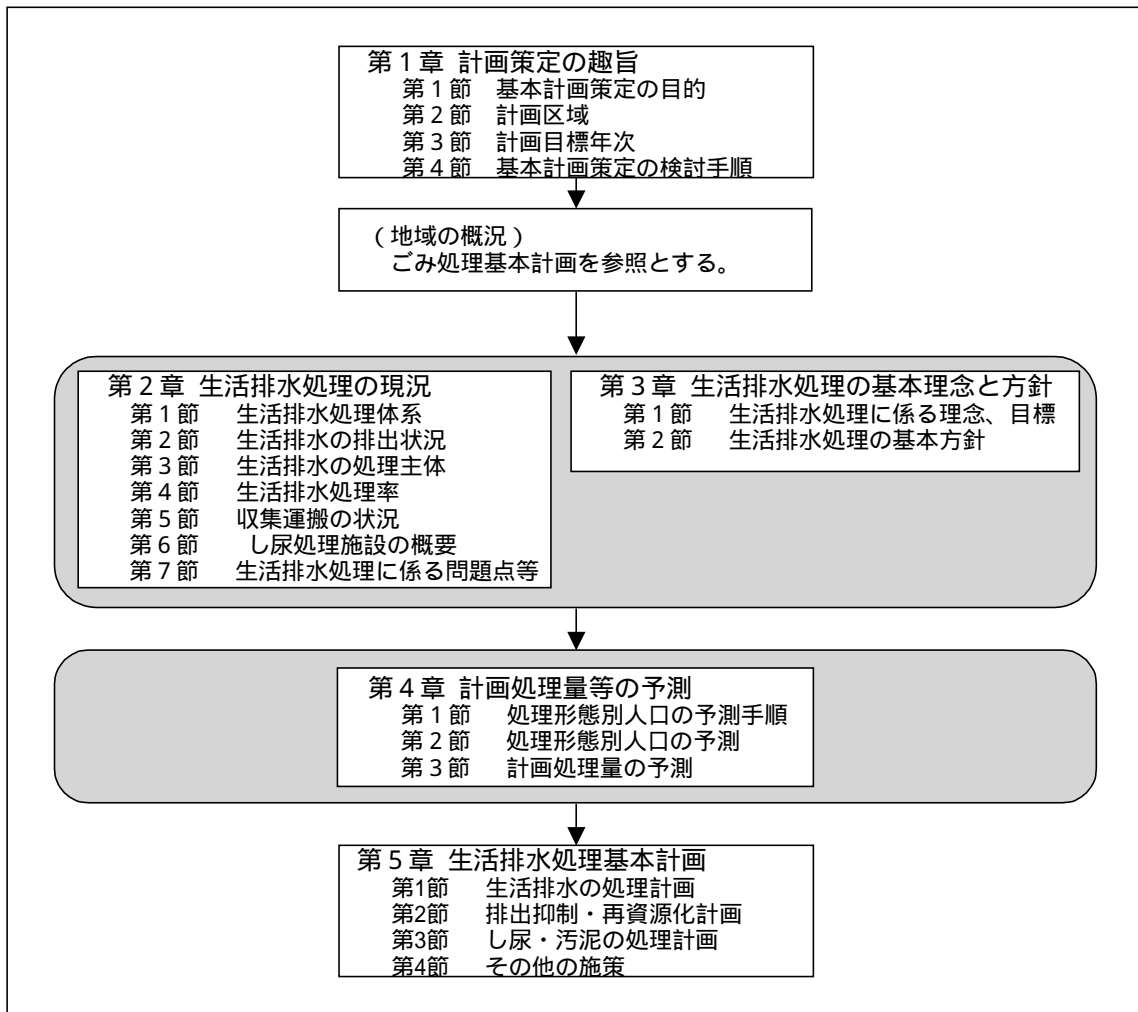


図 1-4-1 計画の策定手順